

（第 7 1 号議案）

中野駅地区第 2 期整備先行工事に伴う中野駅北口西自転車駐車場の廃止等について

中野駅地区第 2 期整備先行工事の進捗に合わせて中野駅北側に設置している自転車駐車場の移転及び整備を行い、これに伴い中野駅北口西自転車駐車場を廃止する。

また、中野新橋駅自転車駐車場については、東京都が実施していた神田川整備工事のため近隣に一時的に移転していたが、このたび工事が完了することとなったため、元の所在地に移転する。

併せて、中野西自転車駐車場については都市計画事業により平成 23 年 5 月 10 日付で住居表示街区が変更となっているため、中野区自転車駐車場条例で定めている位置を変更する。

1. 廃止する施設

（1）施設概要

- ① 名 称 中野駅北口西自転車駐車場
- ② 所 在 地 中野区中野四丁目 9 番
- ③ 収容台数 1, 2 0 0 台（駐輪ラック二段式〔一部は平置き〕）
- ④ 利用形態 定期利用

（2）廃止日 平成 28 年 2 月 1 日

2. 移転する施設

（1）施設概要

- ① 名 称 中野新橋駅自転車駐車場
- ② 所 在 地 （移転前）中野区弥生町二丁目 23 番
（移転後）中野区弥生町二丁目 24 番
- ③ 収容台数 （移転前）1 5 0 台（駐輪ラック〔一部は平置き〕）
（移転後）2 5 0 台（駐輪ラック〔一部は平置き〕）

（2）移転日 平成 27 年 12 月 1 日

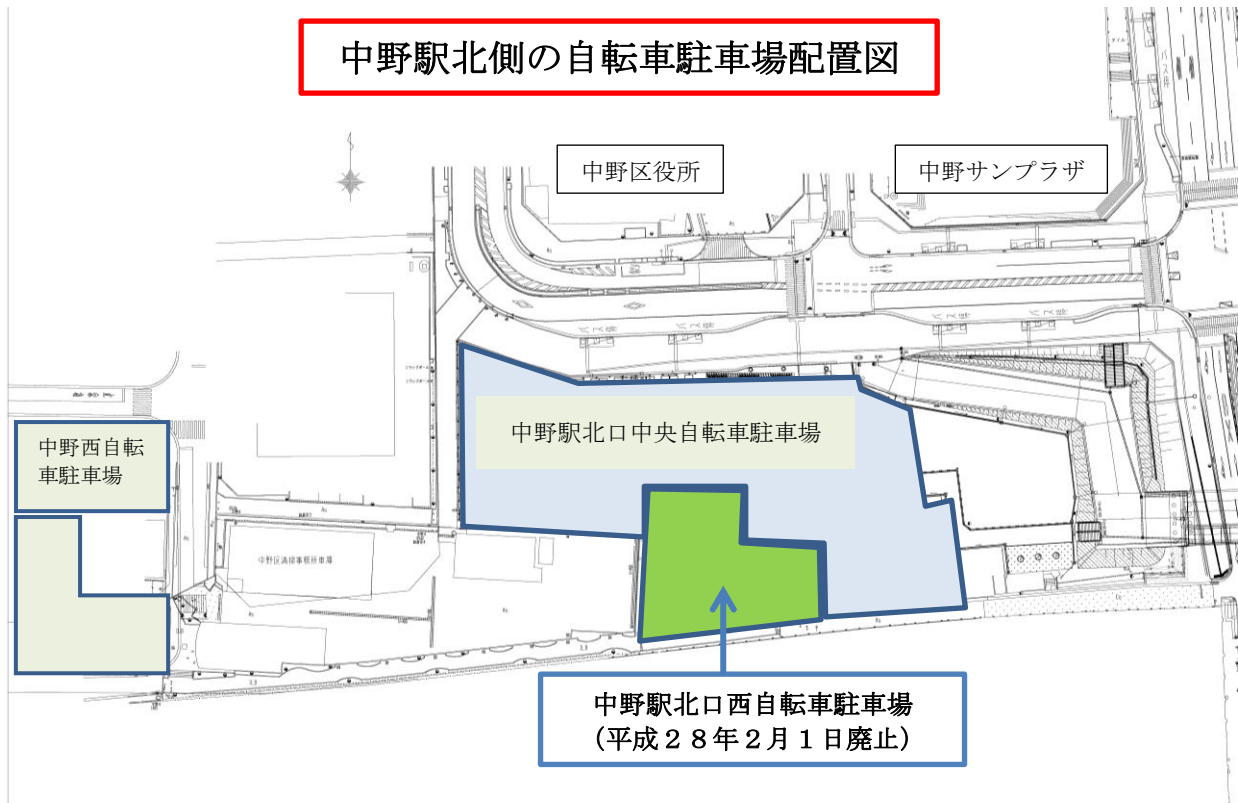
3. 位置を変更する施設

中野西自転車駐車場について、条例で定めている位置を「中野区中野四丁目 13 番」から「中野区中野四丁目 14 番」に変更する。変更日は公布の日とする。

中野区自転車駐車場条例新旧対照表

改正案			現行		
第 1 条～第 2 2 条 （略） 附 則 （略） 別表第 1 （第 2 条関係）			第 1 条～第 2 2 条 （略） 附 則 （略） 別表第 1 （第 2 条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
有料制駐車場	中野駅北口中央自転車駐車場 ～ 都立家政南自転車駐車場	(略)	有料制駐車場	中野駅北口中央自転車駐車場 ～ 都立家政南自転車駐車場	(略)
	都立家政北自転車駐車場	中野区鷺宮一丁目 2 6 番 4 号		都立家政北自転車駐車場	中野区鷺宮一丁目 2 6 番 4 号
	中野南自転車駐車場	中野区中野二丁目 2 6 番		中野駅北口西自転車駐車場	中野区中野四丁目 9 番
	中野坂上駅自転車駐車場 ～ 野方第二自転車駐車場	(略)		中野南自転車駐車場	中野区中野二丁目 2 6 番
	中野新橋駅自転車駐車場	中野区弥生町二丁目 2 4 番		中野坂上駅自転車駐車場 ～ 野方第二自転車駐車場	(略)
	新井薬師北自転車駐車場 ～ 杉山公園地下自転車駐車場	(略)		中野新橋駅自転車駐車場	中野区弥生町二丁目 2 3 番
	中野西自転車駐車場	中野区中野四丁目 1 4 番		新井薬師北自転車駐車場 ～ 杉山公園地下自転車駐車場	(略)
	中野けやき通り自転車駐車場・東中野駅前広場地下自転車駐車場	(略)		中野西自転車駐車場	中野区中野四丁目 1 3 番
登録制駐車場	(略)	(略)	登録制駐車場	(略)	(略)
別表第 2 （略） 附 則 <u>この条例は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「中野区弥生町二丁目 2 3 番」を「中野区弥生町二丁目 2 4 番」に改める部分に限る。）は平成 2 7 年 1 2 月 1 日から、同表の改正規定（「中野区中野四丁目 1 3 番」を「中野区中野四丁目 1 4 番」に改める部分に限る。）は公布の日から施行する。</u>			別表第 2 （略）		

中野駅北側の自転車駐車場配置図



中野新橋駅自転車駐車場

